

函館市放課後子ども教室推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室等を活用し、遊びや交流活動を通して、児童の健全育成を図るとともに、地域との交流を深めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 函館市放課後子ども教室推進事業（以下「放課後子ども教室」という。）は、次の内容および機能を有するものとする。

- (1) 児童の安全で健やかな居場所の提供
- (2) 保護者や地域住民等との協働による地域との交流
- (3) 遊びや学習に対する意欲および態度の形成
- (4) その他児童の健全育成上必要な活動

(実施主体)

第3条 市長は、放課後子ども教室の一部を適切と認められる団体（以下「実施団体」という。）に委託して実施する。

(実施場所)

第4条 放課後子ども教室は、別表1に掲げる場所で実施する。

(対象児童)

第5条 放課後子ども教室の対象児童は、別表1に掲げる小学校（以下「実施小学校」という。）に通学する児童等とする。

(実施日時)

第6条 放課後子ども教室の開設日および開設時間は、実施小学校と協議のうえ定めるものとする。ただし、実施団体または実施小学校に事情が生じたときは、放課後子ども教室の中止または開設時間の変更をすることができる。

(参加方法)

第7条 放課後子ども教室に参加する児童は、参加カードへの押印等により保護者の承認を得たうえで参加するものとする。

(コーディネーター)

第8条 コーディネーターは、社会的信望があり、地域の現状を理解している者のうちから、市長が委嘱する。

2 コーディネーターは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 学校や関係機関・団体等との連絡調整
- (2) 地域の協力者の確保
- (3) 活動プログラムの企画
- (4) 実施団体に対する指導および助言
- (5) その他必要な業務

- 3 コーディネーターは、第8条第1項の規定により委嘱される場合、承諾書（別記様式1）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第8条第1項の規定により委嘱したコーディネーターに対し、身分証（別記様式2）を交付する。
- 5 コーディネーターは、活動に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

（運営体制）

第9条 放課後子ども教室の活動は、次の各号に掲げる者（以下「指導員」という。）を配置し、運営する。

- (1) 安全管理指導員 複数名を配置し、児童の活動における安全を確保するものとする。
 - (2) 学習アドバイザー 必要に応じ配置するものとし、学習意欲のある児童に対し、適切な学習指導を行うものとする。
- 2 前項各号に掲げる者は、地域住民や保護者などがその役割を担うものとする。
 - 3 市長は、放課後子ども教室ごとに、第1項各号に定める者の氏名等を台帳により管理するものとする。

（任期）

第10条 コーディネーターの任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（保険加入）

第11条 市長は、放課後子ども教室での活動に係る事故等に対応するため、コーディネーターおよび指導員ならびに参加児童のための傷害保険に加入することとし、その費用を負担するものとする。

（活動内容の報告）

第12条 コーディネーターは、放課後子ども教室の活動および放課後子ども教室に係る会議および事務処理に要した時間について、「コーディネーター活動報告書」（別記様式3）を当該月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

- 2 実施団体は、放課後子ども教室の活動を記録した「子ども教室の記録」（別記様式4）を各学期終了月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（謝礼および委託料）

第13条 市長は、前条の報告書を受け付けたときは、別表2により支払額を決定し、コーディネーターおよび実施団体へ支払うものとする。

（実施団体の実績報告）

第14条 実施団体は、事業完了後速やかに次に掲げる書類により、委託を受けた放課後子ども教室の事業実績を市長に報告しなければならない。

- (1) 別記様式5 実績報告書
- (2) 別記様式6 委託料内訳書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(書類の備え付け)

第15条 実施団体は、次に掲げる書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- (1) 放課後子ども教室に参加した児童の出席簿や実施団体が作成する実施状況のわかる書類

- (2) 放課後子ども教室の実施に関する帳簿ならびに領収書や通帳等、帳簿の内容を裏付ける書類

2 前項の書類については、委託期間終了後5年間保存しなければならない。
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

実施小学校	実施場所	所在地
あさひ小学校	同左	函館市大森町6-11
旭岡小学校	同左	函館市西旭岡町1丁目33-1
南本通小学校	同左	函館市本通3丁目10-1
万年橋小学校	同左	函館市吉川町6-22
鍛神小学校	同左	函館市鍛治2丁目46-4
高丘小学校	同左	函館市高丘町3-2
本通小学校	同左	函館市本通1丁目47-2
柏野小学校	同左	函館市松陰町5-10
えさん小学校	柏野会館	函館市柏野町31-2
八幡小学校	八幡町会館	函館市八幡町3-9

別表2（第13条関係）

(1) コーディネーター謝金

月の合計実時間に986円を乗じた金額

ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げることとする。

(2) 実施団体委託料

委託料は、放課後子ども教室の開設日毎に次のアからイまでの基準額を合計した額とする。

ただし、開設日毎の金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げることとする。

なお、単価については、別途定める。

	区分	基準額	備考
ア	安全管理指導員	単価×基本時間×参加指導員数	指導員数上限 ①参加児童数10人未満 3人 ②参加児童数10人以上 50人未満 4人 ③参加児童数50人以上 5人 ただし、コーディネーターが当日の活動に参加しない場合には、それぞれ上限に1人分を加算する。
イ	学習アドバイザー	単価×実時間×参加指導員数	2人分を上限とする。

(3) 基本時間

開設時間	基本時間
30分を超える1時間まで	1.5時間
1時間を超える1時間30分まで	2時間
1時間30分を超える2時間まで	2.5時間
2時間を超えた場合	3時間

別記様式1（第8条第3項関係）

函館市放課後子ども教室推進事業
コーディネーター承諾書

私は、下記事項を了承し、放課後子ども教室推進事業コーディネーターへの就任を承諾いたします。

記

1 期 間 年 月 日～ 年 月 日

2 実施校 函館市立 学校

3 謝 礼 月の合計時間に986円を乗じた金額

年 月 日

函館市長 様

住 所

氏 名

別記様式2（第8条第4項関係）

第 号

身分証明書

実施小学校名：

氏 名：

生年月日：

上記の者は、本市の放課後子ども教室推進事業コーディネーターであることを証明する。

任期 年 月 日～
年 月 日
年 月 日

函館市長 印

別記様式3（第12条第1項関係）

コーディネーター活動報告書

住 所
氏 名

年 月分の放課後子ども教室に関する活動について、次のとおり報告します。

別記様式4（第12条第2項関係）

放課後子ども教室の記録

() 小学校

日時	年　月　日 () : ~ :		
指導員氏名	安全管理員		
	学習アドバイザー		
計　　名			
コーディネーター	(時間) : ~ :		
参加児童数	1年生 () 人	4年生 () 人	
	2年生 () 人	5年生 () 人	
活動内容	3年生 () 人	6年生 () 人	合計 () 人
報告事項等			

別記様式5（第14条関係）

実績報告書

年月日

函館市長様

住所
団体名
代表者職・氏名

年月日付けで貴市と委託契約を締結しました函館市放課後子ども教室推進事業実施業務は、年3月31日をもって完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告いたします。

記

- 1 委託業務名　　函館市放課後子ども教室推進事業実施業務
- 2 実施施設名
- 3 委託料　　円

別記様式6（第14条関係）

年度 函館市放課後子ども教室推進事業
実施業務委託料内訳書

(単位：円)

科 目	委 託 料	内 訳	備 考
謝金			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
会議費			
保険料			
計			

《注：対象外経費の例》

- ・活動の記録や領収証等の確認ができない謝金
- ・料理教室等における子どもたちの食材費等
- ・子ども教室の委託料等で購入した備品以外に係る修繕費
- ・会議のための茶菓代
- ・参加する子どもたちの工作教室における材料費